



消 安 全 第 386 号
平成 26 年 12 月 10 日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長殿

消費者庁消費者安全課長



健康被害発生後も継続利用を勧める美容・健康商品等について（要請）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者庁には、美容・健康商品等を利用して健康被害が発生した後に、事業者から「好転反応」等の文言を使って継続利用を勧められ、さらに状態が悪化したといった情報が、100件（寄せられています平成26年10月末現在）。

当該商品の利用に伴い健康被害が発生した場合は、商品の利用を一旦中止し、医師に相談することが重要であり、販売事業者が消費者に継続利用を促すような説明を行うことは不適切です。健康被害が発生した商品等の利用を継続した場合、症状が大幅に悪化する可能性もあるため、12月10日に、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者への注意喚起を行いました（詳細は別添を参照）。

つきましては、貴協会におかれましては、会員各位に対し下記の点を周知していただくよう要請いたします。

記

1. 美容・健康商品等を利用して健康被害が発生した際に、事業者が「好転反応」等として継続利用を勧めないこと。
2. 美容・健康商品等を利用して健康被害の症状が発生した場合は、利用者に当該商品等の利用を一旦中止して、医師の診断を受けるよう促すこと。

以上

＜担当者連絡先＞

消費者庁消費者安全課 （河岡、中川、辻野）
電話 03-3507-9137（直通）